平成２６年（フ）第２８４号
東京都国分寺市本町４丁目13番12号第５荒田ビル308
債務者　庄子　美穂
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０６号
東京都東久留米市滝山３丁目10番８号グレースマンション野崎203号
債務者　山梨　佳子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２３号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足240番地の10
破産者　伊東ラジオ電機株式会社
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第８６５５号
東京都渋谷区恵比寿１丁目24番15号　フェラールビル７階
破産者　株式会社オー・エム・プランニング
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１９０号
札幌市中央区北９条西18丁目35番地89
破産者　財団法人青少年野外教育財団
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７号
青森県八戸市江陽２丁目７番12号
破産者　株式会社アートスペースプロモーション
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平１番地282
破産者　軽米木材有限会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２３号
秋田市太平黒沢字子田62
破産者　株式会社東北ミウラ商事
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３０２号
横浜市港北区新羽町686番地３
破産者　株式会社三翔製作所
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９９号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番３―1407号
破産者　有限会社ヒッコリー
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７号
石川県野々市市住吉町12番32号
破産者　糀工作株式会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７６号
岐阜市切通７丁目２番５号
破産者　株式会社岐雪宅配サービス
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４７７号
岐阜市切通７丁目２番２号
破産者　熊田義拡こと　熊田　由弘
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９０号
山口県下関市宝町３番17―202号
破産者　株式会社保険パーク
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
香川県高松市鬼無町是竹350番地20
破産者　五色台産業株式会社
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県大牟田市四山町80番地の23
破産者　株式会社アルム
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４９０８号
大阪市住吉区南住吉４丁目７番18―205号
破産者　鈴木　敏哉
1　破産債権の届出期間　平成26年６月20日まで
2　一般調査期日　平成26年７月22日午後３時30分
平成26年５月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３号
山梨県笛吹市境川町三椚５番地５
破産者　有限会社あづま食品
1　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
2　一般調査期日　平成26年９月５日午後２時
平成26年５月23日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
金沢市尾張町２丁目５番11号、従前の住所千葉市美浜区高浜３丁目５番19棟303号
破産者　北﨑　賢一
1　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
2　一般調査期日　平成26年８月20日午前10時45分
平成26年５月23日　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４９０号
京都市伏見区横大路天王前27番地
破産者　株式会社愛輝運輸
1　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
2　一般調査期日　平成26年８月20日午前10時50分
平成26年５月23日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
高知市朝倉横町20番９―11号
破産者　川添　詢子
1　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
2　一般調査期日　平成26年９月18日午後２時30分
平成26年５月22日　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２６号
京都市右京区太秦西蜂岡町９番地101、前住所京都市右京区嵯峨野芝野町21番地の30
破産者　平野商店こと　平野　富一
1　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
2　一般調査期日　平成26年９月５日午後１時30分
平成26年５月22日
京都地方裁判所第５民事部破産係